

京都市告示第633号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成31年3月19日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
六軒町通	中京区西ノ京星池町183番地地先から 同町175番地地先まで	旧	メートル 146.20	メートル 5.97 ~ 8.65
		新	149.80	5.97 ~ 8.66
伏見西部第五経1号線	伏見区納所和泉屋2番地の7地先内	旧	2.90	6.00 ~ 9.00
		新	2.90	6.01 ~ 9.06
伏見西部第五経2号線	伏見区納所和泉屋3番地の80地先から 同区納所星柳12番地の2地先まで	旧	166.50	6.00 ~ 8.70
		新	165.60	5.99 ~ 8.72

(建設局土木管理部道路明示課)